

福島第一原子力発電所における女性放射線業務 従事者の就業エリアの拡大について

2014年10月30日
東京電力株式会社



無断複製・転載禁止 東京電力(株)

1. はじめに

- 福島第一原子力発電所の女性放射線業務従事者については、東日本大震災後の線量率上昇等により、平成23年3月23日以降、自主的に福島第一原子力発電所構内に就業エリアを設けていなかったが、作業環境の改善状況を踏まえ、平成24年6月25日より就業可能なエリアを限定し作業を出来るようになってきた。
- 今回、敷地内の作業環境の改善が進んで来ていること、内部被ばくのおそれが低くなっていること及び放射線管理も適切に行えるようになってきたことなどを踏まえ、女性放射線業務従事者の就業エリアを構内全域に拡大する。
(ただし、特定高線量作業や1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない)

2. 就業範囲の見直し

- 女性放射線業務従事者の職域拡大を目的に就業エリアを次の通り追加する。

【現状】

- ・ 免震重要棟内
- ・ 5・6号機（建屋内全域）
- ・ 構内休憩所
- ・ 入退域管理施設
- ・ 1～4号機周り含む降車無し視察案内対応（ルート限定）

【見直し後】

- ・ 福島第一原子力発電所構内全域（ただし、特定高線量作業、1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない）

- **運用開始予定時期 平成26年11月4日（火）**

3. 線量限度を厳守するための管理方法について

- ▶ 女性放射線業務従事者は実効線量で4mSv/3ヶ月を線量の管理値とし、これを超えるか、超えるおそれのある場合は、基本的にそのブロック3ヶ月^{※1}は作業に従事できないこととする。

※1 ブロック3ヶ月：4月1日を始期とする3ヶ月

なお、4mSv/3ヶ月を超えて作業を継続する場合は、線量管理計画書を作成しきめ細やかな管理行う事とする。

- ▶ 所属長は女性放射線業務従事者が日々の作業に着手するにあたって、着用する個人線量計の警報設定を対象者の残線量（管理値に対する残線量）より小さな値に定めて対象者に伝え、対象者は指定された警報に設定された個人線量計を借用し着用する。（例：残線量1mSv→警報設定値0.8mSv）

- ▶ 妊娠している又は妊娠と診断された女性は線量限度^{※2}が更に低い事から、管理対象区域での業務は出来ないこととする。（免震重要棟内のみ勤務の場合も不可とする）

※2 線量限度：妊娠と診断されてから出産まで腹部表面の等価線量で2mSv、内部被ばくによる実効線量で1mSv

- ▶ 特定高線量作業、1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない。

4. 女性就業エリア拡大の変遷

○H23.3.23以降 女性就業エリアなし（全ての女性職員が福島第一原子力発電所から退構）

作業環境改善状況（線量率の低下等）を踏まえ見直し

○H24.6～ 免震重要棟内、5・6号機（建屋内全域）、構内休憩所

作業環境改善状況（線量率の低下、入退域管理施設運用開始等）を踏まえ見直し

○H25.8～ 上記範囲に加えて以下のエリアを追加

- ・入退域管理施設（建屋内）
- ・降車無しでの視察案内対応（ルート限定）

作業環境改善状況（線量率の低下、免震棟及び5・6号S/Bへの更衣室設置等）を踏まえ見直し

○H26.11～ 女性就業エリアを構内全域に拡大（ただし、特定高線量作業や1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない）

（参考）全面マスク省略可能エリア

